

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和3年1月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会

- 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会
- 平成 29 年 11 月 神戸港港湾審議会
- 平成 30 年 3 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 2 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 3 月 交通政策審議会第 74 回港湾分科会
- 令和 元年 6 月 神戸港港湾審議会
- 令和 元年 7 月 交通政策審議会第 76 回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 外郭施設計画	3
港湾の環境の整備及び保全	4
1 港湾環境整備施設計画	4
土地造成及び土地利用計画	5
1 土地利用計画	5
その他重要事項	6
1 港湾の再開発	6
(1)利用形態の見直しの検討が必要な区域	6

変更理由

1. 新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、公共埠頭計画、外郭施設計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画、利用形態の見直しの検討が必要な区域を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 新港突堤西地区

再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、公共埠頭計画を次のとおり計画する。

埠頭用地	6ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）
	[既設の変更計画]
既設	
埠頭用地	9ha

2 外郭施設計画

新港突堤西地区において、概ね 30 年先を見据えた神戸港が目指すべき将来像を示す「神戸港将来構想」や、都心・ウォーターフロントの目指すべき姿を描いた『「港都 神戸」グランドデザイン』において掲げているマリーナ等の利用にあたり、小型船を対象とした港内の静穏度の確保が必要であることから、以下の施設について新たに計画する。

[外郭施設計画]

防波堤（波除）

新港突堤西地区 延長 100m

[新規計画]

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、緑地を次のとおり計画する。

新港突堤西地区 緑地 1 h a [新規計画]

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位 : ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港突堤西地区	(15) 15	(17) 17	(5) 5		3			(8) 9	(44) 49

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

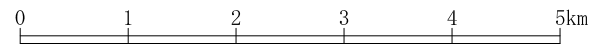
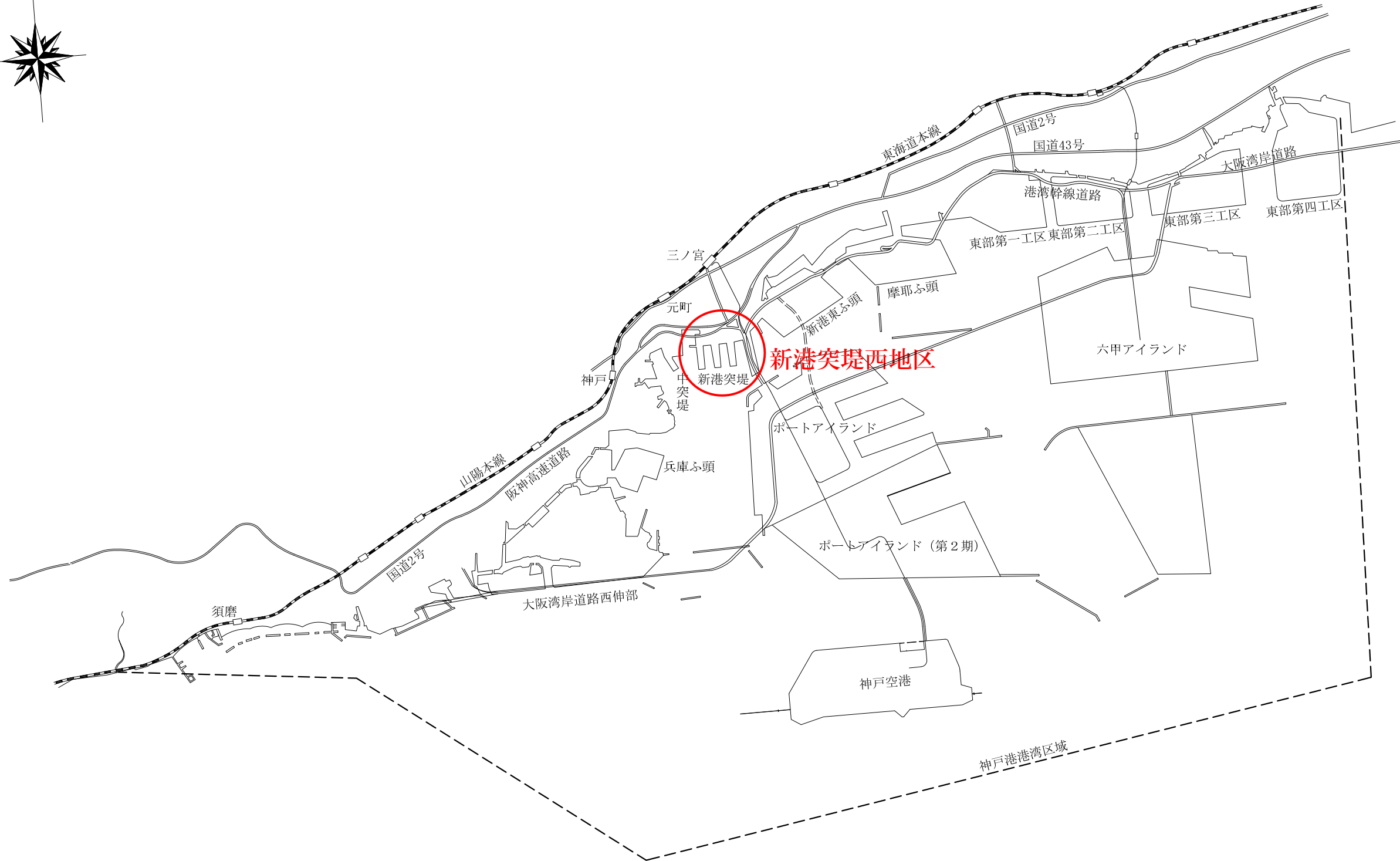
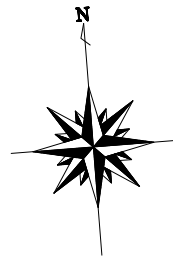
その他重要事項

1 港湾の再開発

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

計画変更箇所位置図 S=1/70,000



凡 例	
	計画変更箇所